第６次今金町行政改革大綱

今金町

目　次

１　行財政改革の基本とする考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　（１）行政改革の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　（２）社会経済情勢の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　（３）行政改革大綱策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　行政改革の理念と視点、基本となる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　（１）行政改革の理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　（２）行政改革の視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　（３）行政改革の基本となる方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　推進項目の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　（１）「経営改革」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　（２）「協働改革」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　行政改革の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（１）行政改革の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（２）町民の理解と協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（３）行政改革大綱の推進期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
５　おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
６　資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

１　行財政改革の基本とする考え方

（１）行政改革の必要性

本町の〝町づくりの目標〟は、みんなで育てる『確かな地域力』心織りなす物語です。この意味するところは、町民一人一人が、生活する中で、学ぶ、働く、奉仕するなど、それぞれの役割を可能な範囲で、協働して地域の明日を力強く形成して、心を織りなし、幸せな生活づくりをしていきましょうということです。

本町では、平成 22 年度に、第５次今金町行政改革大綱を定め、〝町づくりの目標〟に近づくために、効率的・効果的な行政推進と行政サービスの向上を目的として各改革項目の着実な執行と協働体制の構築に努めてきたところです。このことは、財政運営や職員定数の減少などに端的に表れてきています。

しかし、本町の財政力は決して万全なものだとは言えず、今後も多岐にわたる行政サービスを維持・向上していくためには、見通しをもった行政コストの削減などによって、財源を確保していくことが必要です。

一方で、地方分権社会にあって、自らの責任と判断により今後の進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行していくことができる行政の体制づくりが求められています。

また、行政サービスには専門性が要求されるようになっており、地域の実情に即したサービスが展開できる人材の育成・確保と体制の整備が必要となっています。

さらに、今後は、民間と行政の間においても、民間の活力を公共分野に積極的に導入するなど民間との協働をより一層推進して、きめ細かなサービスを提供していくことが必要となっています。

こうした動向に的確に対応し、今後、持続的に発展していく今金町を築き上げていくためには、経営手法の導入や町民の参画と協働などによる行財政運営の仕組みを確立する自律したまちづくりを進めていかなければなりません。
このため、第６次今金町行政改革大綱を定め、一層の行政改革に努めていくこととします。

（２）社会経済情勢の変化

①　少子高齢化の急速な進行

わが国の人口は、少子化が深刻化し、減少に転じています。同時に、高齢化も急速に進んでおり、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成 24 年 10 月の時点で 24.1％に達し、平成 47（2035）年には高齢化率が 33％を超え、国民の３人に１人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

本町においては、総人口は一貫して減少傾向にあり、平成 22(2010)年現在の総人口は、昭和 35(1960)年と比べ 6,253 人（50.3％）減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠によると、本町の人口は、平成 32（2020）年までは、「第１段階：老年人口の増加（若年人口は減少）」に該当し、平成 32（2020）年から平成 42（2030）年までは「第２段階：老年人口の維持・微減（若年人口は減少）」に入ると推測されています。平成 42（2030）年以降は老年人口の減少も顕著となり、本町では全国よりも 30 年も早く「第３段階：老年人口の減少（総人口の減少）」へと入っていくと推測されています。

こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。

②　地方分権の進展と総合戦略推進の必要性

国民が経済的に豊かになるにつれてそのニーズは多様化し、従来の中央集権型行政システムでは新たな課題（個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化への対応、地域の状況に応じた地域の活性化など）に的確に対応することが困難となってきています。

このため、中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへ転換を図り、地域のことは地域で決める（地域のことは地域住民が決める）ことができるようにする必要があります。

このことによって、これまで以上に、町民の皆さんの思いや知恵を地域づくり・くらしづくりに反映させることができるようになります。

そして、厳しい財政状況の中、限られた行政資源を有効に活用するため、行政改革を推進しながら新たな行政課題に対応していくことになります。

また、人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、総合戦略に基づく、従来の取組の延長線上にはない大胆な政策を実行していくことが必要です。

③　町民ニーズの高度化・多様化

時代の変化とともに、町民ニーズが多様化・高度化しています。また、人と人、人と地域のつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助

機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題となっています。このため、地域の人々のニーズに対して地域社会が応えうる互助・共助の体制の確立を図っていくことが求められています。

④　高度情報化社会の進展

ＩＣＴの急速な進化に代表されるスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルの幅広い場面において変化をもたらしています。そして、様々な分野におけるＩＣＴ利活用のあり方も、この間大きく変わってきました。

行政分野では番号制度の導入とともに、行政事務の効率化を目的としたＩＣＴ利活用の取組が進んでいるほか、従来活用があまり進まなかった分野（医療・農業・教育等）でも新規サービスの創出や事務の効率化を目的としたＩＣＴ利活用の事例が現れてきています。

今後は、日常生活の中に情報ネットワーク社会が形成されてくると予想されることから、高度情報技術の利活用による住民サービスの向上が期待されています。

（３）行政改革大綱策定の趣旨

「“経営改革”と“協働改革”が両輪」

今後の行政改革の方策として、“経営の改革”と“協働の改革”、という二つの視点での取組を導入していきます。

ここでいう“経営の改革”とは、行政運営に民間的経営の視点を取り入れた考え方であり、各事務事業のあり方を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検結果を反映して、予算の消化に終わることなく、成果・結果を重視する行政体制を確立するとともに、迅速かつ重点的な行政改革を進めることと言えます。

そして、“協働の改革”とは、町民と行政が相互に補完しあいながら、協働の担い手づくりを進め、きめ細かなサービスを提供できる体制づくりを進めていくという考え方です。

このような趣旨に基づき、“経営改革”と“協働改革”という両面から行政改革に取り組み、魅力あるまちづくりを進め、町民サービスの向上を図るとともに、今金町スタイルの行政システムの確立を図ることが必要です。

従って、本大綱は、現代的な課題と多様化する町民ニーズに対応できる、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない質の高い行政サービスを提供することを目的として策定します。

２　行政改革の理念と視点、基本となる方針

（１）行政改革の理念

実施された行政サービスがアウトカム(施策・事業の実施により発生する効果や成果)の視点から、その先にある「住民満足度の向上」にどのようにつながっているかが求められるようになってきています。

これまでの行政改革は、事務事業の廃止や統廃合、さらには定数削減などを主眼としたいわば「量的」な側面が強いものであり、行政運営の減量化については一定の成果を挙げてきました。しかし、今後は行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を横断的に活用して、町民が満足する行政サービスをより良く、より効率的に提供できる「質的」な行政改革も併せて行う「経営改革」への転換を図っていくことが大切です。

また、一方では、住民協働を基調とした、新しい公共サービスの担い手を育成して、細やかなサービスを提供していくことが求められています。この改革を「協働改革」として行政改革大綱の中に位置づけを行います。

以上のような観点から、本町の行政改革の基本理念を次のように定めます。

最小の経費と人員で　質の良い　レベルの高い

バランスのとれた　総合行政運営（経営）に心がける

「“経営改革”と“協働改革”が両輪」

１.「経営改革」（行政内部）

行政改革における「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則を堅持するとともに、成果を重視した行政運営や目標管理手法などの民間の経営手法を積極的に取り入れ、前例や慣習にとらわれない柔軟かつ戦略的な行政経営を推進し、行政サービスの質の向上を図ります。

２.「協働改革」（町民参画）

多様化する町民ニーズへの対応や厳しい財政環境などに的確に対処していくため、住民との役割分担のあり方や手法の確立、公共サービスの担い手の確保と育成に努めます。

（２）行政改革の視点

①　職員の意識改革と人材育成

職員には政策形成能力や創造的能力等がより一層求められており、住民の目線に立った行財政運営を行っていくには、サービスの基本は人であるとして、その担い手である職員の育成と意識改革が必要です。そのため、職員が過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組み、その意欲と能力が最大限住民のために発揮できるよう庁内の環境を整えます。

②　住民ニーズの把握

職員自ら住民と接し、住民との対話や交流を通じて住民ニーズの把握に努め、常に住民ニーズに沿ったサービスが提供できるよう、新たな施策や事業の企画立案に努めます。

③　役割分担と連携

適正な行政サービスを提供できる多様な主体を育て、「新しい公共」を豊かにして、適切な役割分担ができる行政運営を進めます。

④　資源の活用による行政運営

成果志向の予算編成とムリ・ムダ・ムラのない事務事業の執行、行政と町民、行政内部間での情報共有も含めて、町の保有する資源を有効活用する行政運営を進めます。

（３）行政改革の基本となる方針

先述の４つの視点を踏まえ、次の２つを基本方針とします。

①　「経営改革」

地方自治法に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という考え方のもと、成果を重視した行政運営や目標管理手法などを取り入れ、質の高い行政サービスを提供します。

②　「協働改革」

多様化する町民ニーズへの対応や厳しい財政環境などに的確に対処していくため、住民との役割分担のあり方や手法の確立、公共サービスの担い手の確保と育成に努めます。

３　推進項目の大綱

（１）「経営改革」

①　事務事業の見直し

〇様々な行政課題に的確に対応していくため、事務事業評価システムを活用して、ＰＤＣＡサイクルによる成果重視の見直しを進めます。

〇事務事業全般にわたって、ＢＰＲ(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング=既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。)の手法を活用した業務フローの見直しやＩＣＴ(高度情報通信技術)を活用した業務の効率化に努めます。

〇事務事業のアウトソーシングについては、行政責任とサービス水準の確保、経費の削減などの事項について検討して実施します。

〇定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の視点で改めて総点検を行います。

②　定員管理・給与の適正化

〇定員適正化計画による総職員数抑制を基本とした定員管理を進めます。

〇職員給与については、勤務実績の給与への反映など、時代の要請にふさわしい国に準じた給与制度の構築と運用の適正化を図るとともに、その情報もわかりやすく公開します。

③　効率的な組織・機構の構築

〇町の組織・機構については、時代の動きと住民ニーズに応じるとともに、重点的な施策の実行を考慮して、効率的・効果的で柔軟な見直しを行います。

④　財政構造の健全化

〇新たな自主財源などの確保を目指して、町の特性に合致した企業誘致をはじめ、自主財源の確保に努めます。

〇補助金等の整理合理化など歳出全般の効率化を図ります。

〇地方公営企業については、「経営戦略」を定めて、経営基盤強化等の取組を推進します。

〇町税・保険料などの収納率の向上や使用料・手数料の見直し、受益者負担の適正化などに取り組みます。

〇町有財産などの有効活用を図ります。

〇固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に活用します。

⑤　公共施設の効率的な運営

〇公共施設については、公共施設等総合管理計画を策定して、必要に応じて集約化・複合化も検討していきます。また、老朽化した施設についてはその必要性をよく検討して再整備・長寿命化を図ります。

〇新たな公共施設の整備は、その必要性を十分考慮した上で整備を検討します。

〇公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含めて、管理のあり方について検証を行い、より、効果的・効率的に運営ができるよう努めます。

（２）「協働改革」

①　人材の育成と活用

〇職員が目的意識を持って職務を遂行し、能力を最大限発揮できるような職場の環境づくりと仕組みづくりを進めます。また、職員のさらなる資質の向上と意識改革を図ります。

〇職務の質と量の増加による職員の負担軽減のため、メンタルヘルス対策を推進します。

〇地域課題の解決に自律的に関わる人材の育成を目指し、様々な機会を捉えて情報交換や参画の場の創出に努めます。また、民間企業・事業所等の職員は専門的知識や技能を有する貴重な人材であるほか、まちづくりや行政改革を推進するにあたっては、強力な原動力であると考えることから、より一層の連携協力を図るための方策を検討します。

②　住民サービスの向上

〇窓口サービスにおけるアウトソーシングも含めた、ワンストップサービス等の利便性の向上に取り組むとともに、町民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備やサービス水準の向上、事務処理の迅速化など満足度の高いサービスの提供を目指します。

③　住民との協働の推進

〇町民と行政がともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指し、事務事業について可能なものからアウトソーシングも含めて、協働体制の構築による実施や事業展開に努めます。また、そのための担い手の育成・確保に努めます。

〇自治組織の基盤強化と町内会の世帯数等の検討という点から、自治会・町内会体制のあり方について関係機関等と協議検討を進めます。また、地域サポーター制度を活用するため、役場内での検証や地域の現状にあった見直しを検討します。

④　透明性の向上

〇行政が保有する様々な情報についてわかりやすい提供に努め、町民と行政の情報の共有化に役立てます。

〇マイナンバー制度などの適正な運用と個人情報の適切な保護に努めるとともに、参画の手立てともなるパブリックコメントなどの意見公募制度の導入・活用のほか、広くまちづくりへの意見・提言を伺う方策を検討します。

⑤　電子自治体の構築

〇インターネット等による行政情報の提供、町民、企業、そして国・自治体との間の手続きの電子化を進め、情報通信技術によるサービスの迅速性・利便性の確保を目指します。また、福祉分野や医療分野への活用を検討します。

〇情報通信技術を活用して、町民の負担や事務の負担の軽減、利便性の向上を追求するとともに、自治体クラウド(情報システムを自庁内で保有・管理することに代えて外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。)の導入及び複数地方公共団体共同でのクラウド化についても研究します。

４　行政改革の推進体制

（１）行政改革の推進体制

行政改革の策定・推進体制として、庁内に「今金町行政改革推進本部」を設置し、この行政改革推進本部で検討した案について、「今金町行政改革推進委員会(町民及び学識経験者等で構成)」の検討と提言を受けて策定・推進します。

また、本大綱に基づき、「実施計画」を別途策定し、具体性の確保とその着実な進捗に努めます。

（２）町民の理解と協力

行政改革実施計画の進捗については、定期的に「今金町行政改革推進委員会」の点検を受け、必要に応じて見直しを図るとともに、広報紙やホームページにより公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

（３）行政改革大綱の推進期間

この行政改革大綱の推進期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間とします。

５　おわりに

行政改革の本質は、行政部内の簡素化や効率化にとどまるものではなく、今金町が有する固有の資源を有効に利活用し、行政サービスの向上と住民満足を高めることであり、住民と行政が一体となって行うまちづくりの一環として捉えられるものです。

また、地方分権推進の立場からは地域主権型社会の実現が要請されており、分権の受け皿となる基礎的自治体を構成する住民と行政には、真に足腰の強い行財政基盤が求められています。

従って、第６次今金町行政改革大綱の意義が、行政部内はもちろんのこと、関係機関・団体や住民全般に広く認知され、相互理解のもとで着実に行政改革が推進されるよう努めていきます。

６　資料編

１．歳入・歳出決算の推移（図１）

近年の本町の財政規模は、50 億円台で推移しています。過去３年間では少しずつ減少傾向にあります。これは、税収及び地方交付税の減少が影響していますが、住民福祉関連のソフト施策の展開に力点を置いており、大規模な公共事業があまりないことも影響しています。

今後は、人口減少対策をはじめ、福祉、子育て、教育などの施策に力点を置きながら、選択と集中による事業展開が求められるところです。

図１　歳入・歳出決算の推移

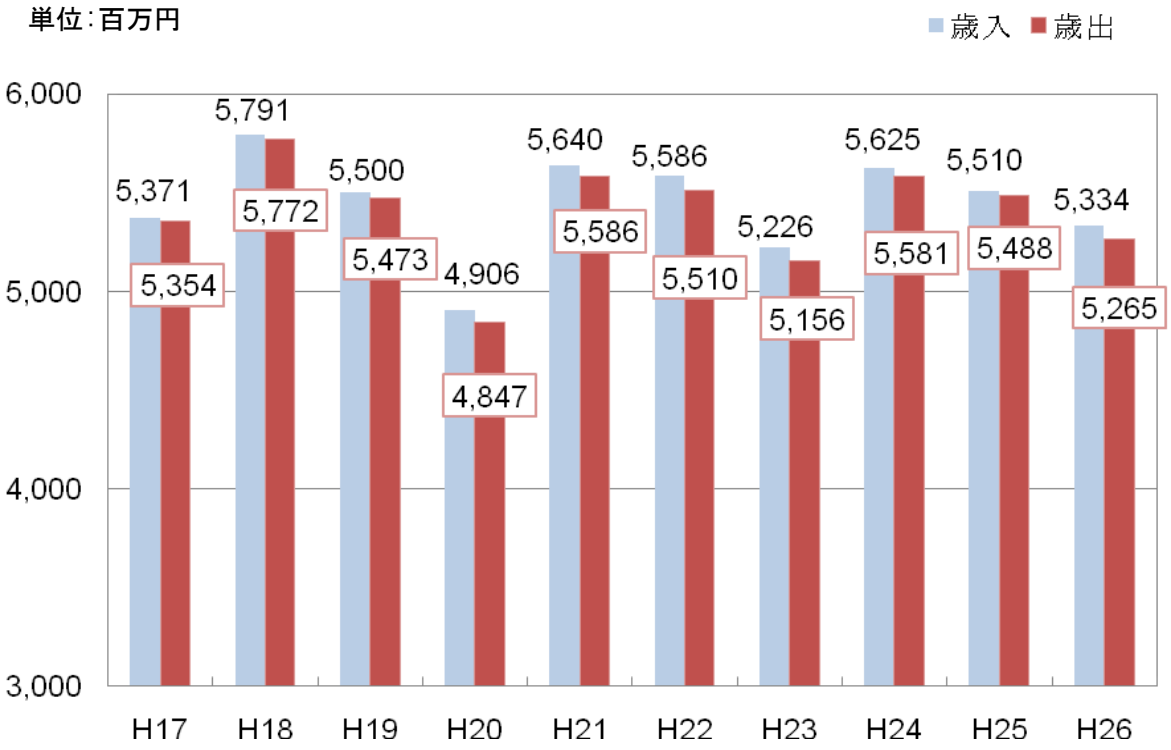

２．歳入決算の推移（図２）

本町の歳入構造は、地方交付税が歳入総額の約 60%を占めており、交付税の依存割合が多くなっています。

また、国の措置による臨時財政対策債により、町が自ら借金をして一般財源を確保しています。

近年の地方交付税は先述の歳入総額の 60%程度が確保されていますが、将来的に国の財政の影響もあり、その安定性は不透明なことから、自主財源の確保に努めることが必要になっています。

図２　歳入構造の推移

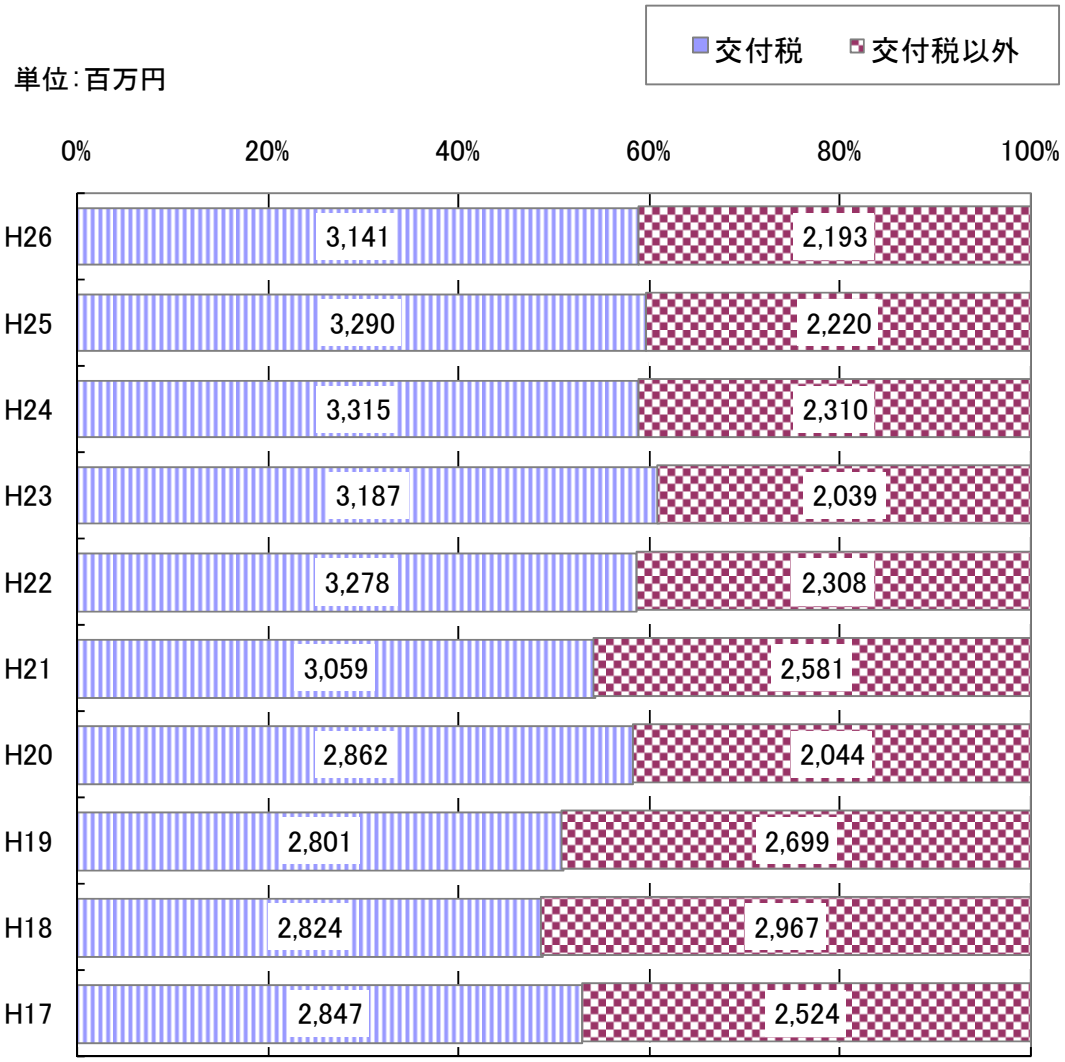

※地方交付税には臨時財政対策債を含んでいます。

※交付税以外とは町税や公営住宅の使用料、国や道からの補助金などが含まれています。

３．町税構成の推移（図３・4.）

町税の構成は、固定資産税が一番大きく、次いで町民税となっています。固定資産税は比較的安定した推移を示していますが、町民税については、景気の動向に左右されることが多く、近い年度ではやや減少傾向にあります。

町税の徴収率については、職員の連携した対応もあり、近年では、上昇傾向にあります。

渡島・檜山地方税滞納整理機構に町単独では困難な事案の処理を移管しており、今後さらに徴収率向上に取り組む必要があります。

なお、その他については、軽自動車税、入湯税の合算額となっています。

図３　町税収納額の推移

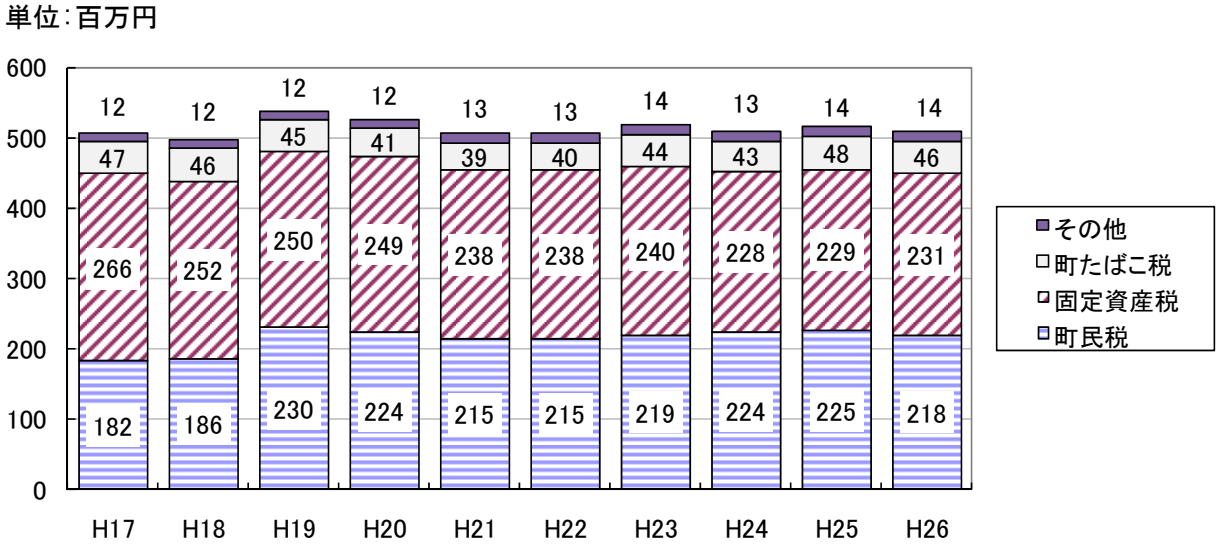

図４　町税徴収率の推移

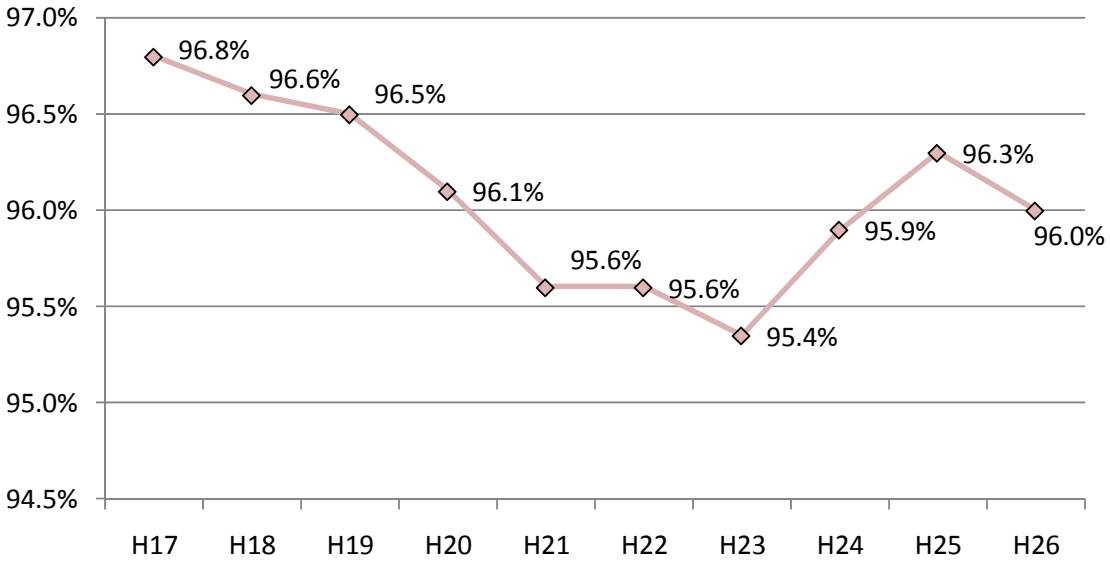

４．歳出(目的別)の推移（図５）

目的別歳出の推移は、図５の通りですが、平成 26 年度の構成比では、民生費が一番多く、1,130,000 千円(21.5%)、次いで、衛生費が 738,000 千円(14.0%)、総務費が 690,000 千円(13.1%)と続いています。

単位：百万円

図５　目的別歳出の推移

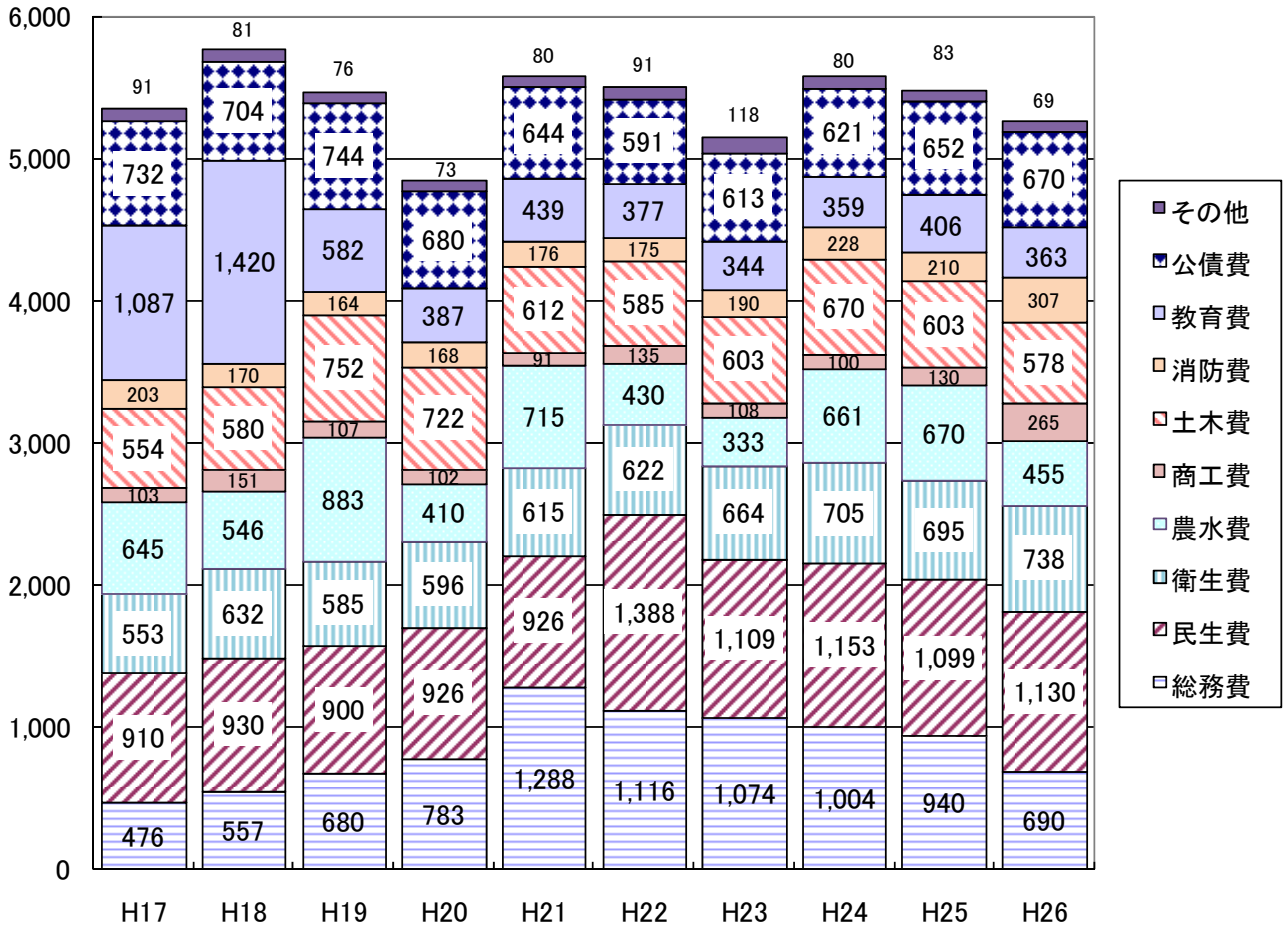

各費目の詳細は以下の通りです。

総務費・・・庁舎の維持管理や職員給料など
民生費・・・福祉の充実など
衛生費・・・医療の充実やゴミの処理など
農水費・・・農林水産業の振興など
商工費・・・経済、観光振興など
土木費・・・道路や公園の維持管理のなど
消防費・・・消防施設の維持管理など
教育費・・・学校教育費や生涯学習の推進など
公債費・・・借入金の返済など
その他・・・議会費、労働費、災害復旧など

５．歳出(目的別)の推移

①　旅費の推移(図６)

議員、各種委員、特別職、職員等の出張に伴う各年度に係る旅費の推移です。厳しい財政状況に伴い額の圧縮に努めて、全体としては減少しています。

図６　旅費の推移

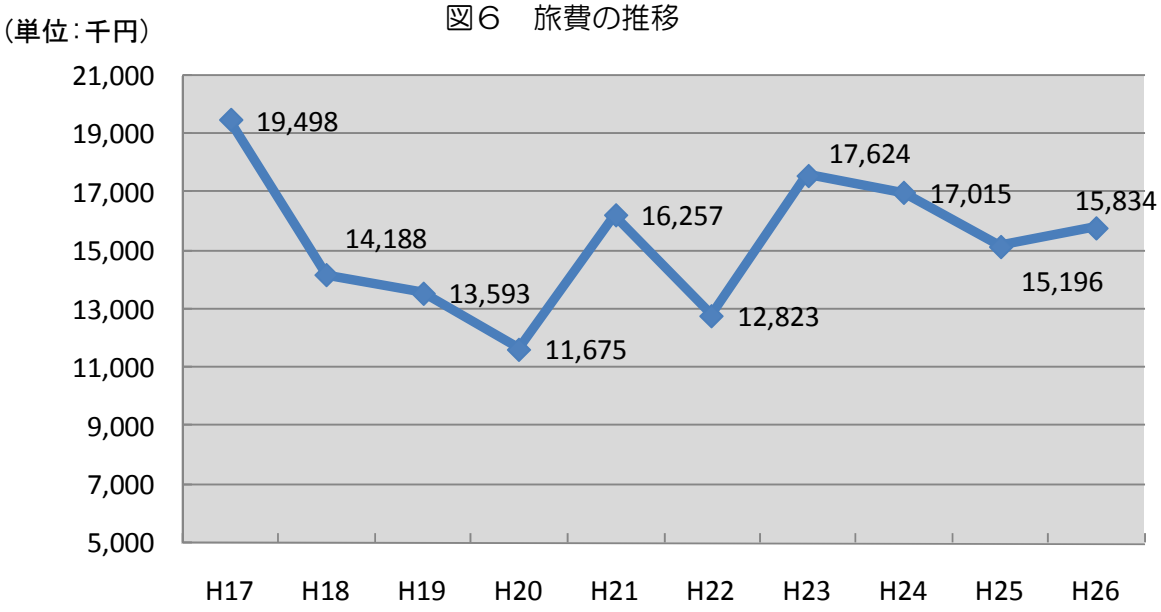

②　需用費の推移(図７)

消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費など事務的経費全般に係る需用費の推移です。職員一人一人がコスト意識を持ち、最小の経費で最大の効果を目指し、事務的経費の節減を毎年実施しています。

図７　需用費の推移

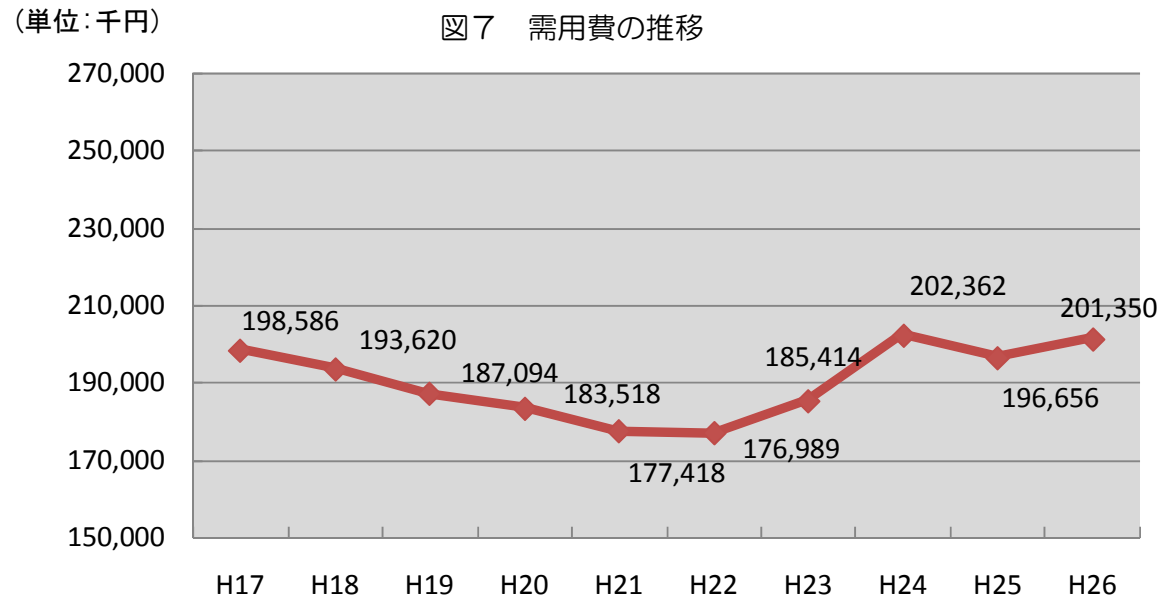

③　委託料の推移(図８)

各施設などの管理業務や専門的な知識や技術を必要とする業務など、効率的に実施できるものなどを委託しています。

図８　委託料の推移

(単位:千円)

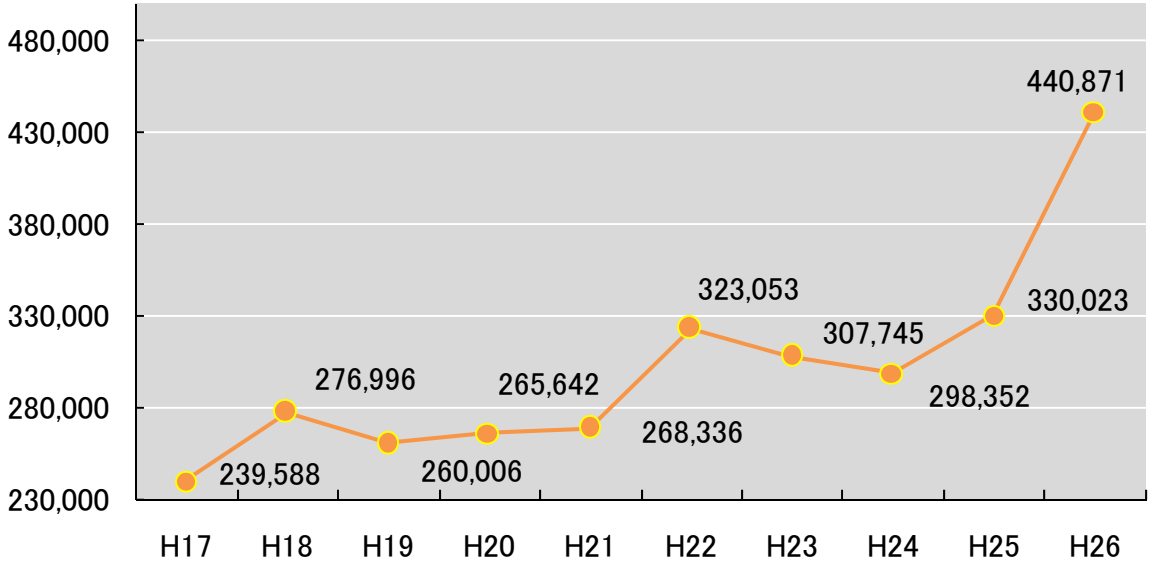

④　補助金・交付金の推移(図９)

各種団体に対する補助金や交付金については、事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から実施しています。

図９　補助金・交付金の推移

(単位:千円)

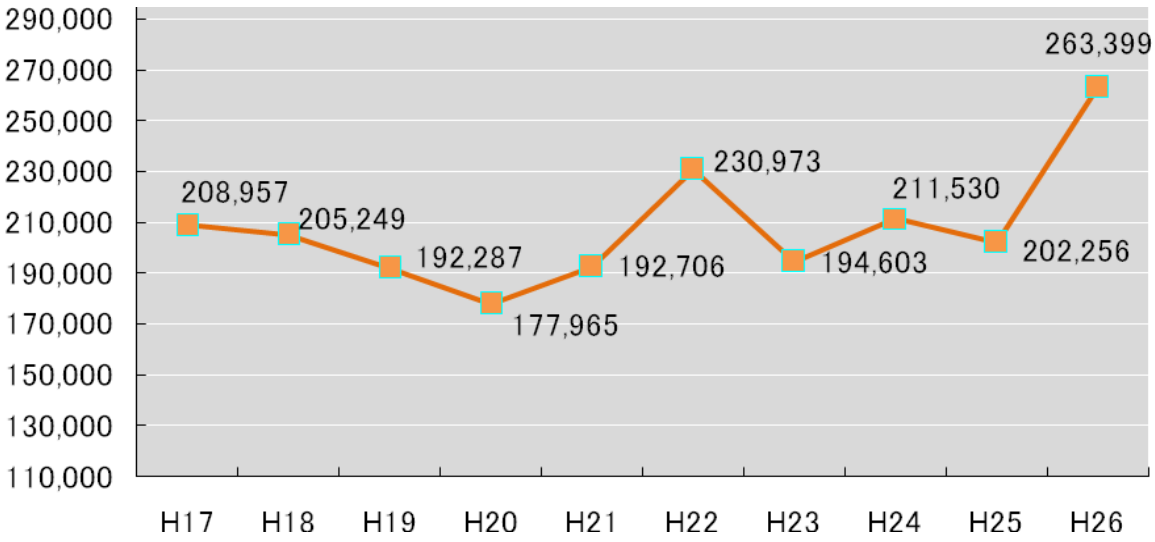

６．人件費の決算の推移

①　町長・副町長・教育長給与の推移(図 10)

報酬条例改正後、低い水準で推移しています。

図 10　町長・副町長・教育長給与の推移

（単位：千円）

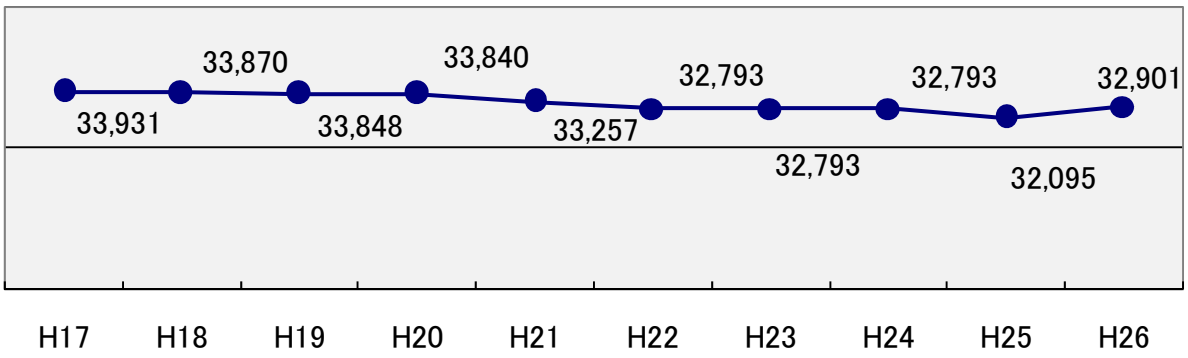

②　議員報酬の推移(図 11)

議員報酬は、削減や定数見直しなどにより、低く抑えられています。

委員報酬についても低く抑えられています。

図 11　議員報酬・委員報酬の推移

（単位：千円）

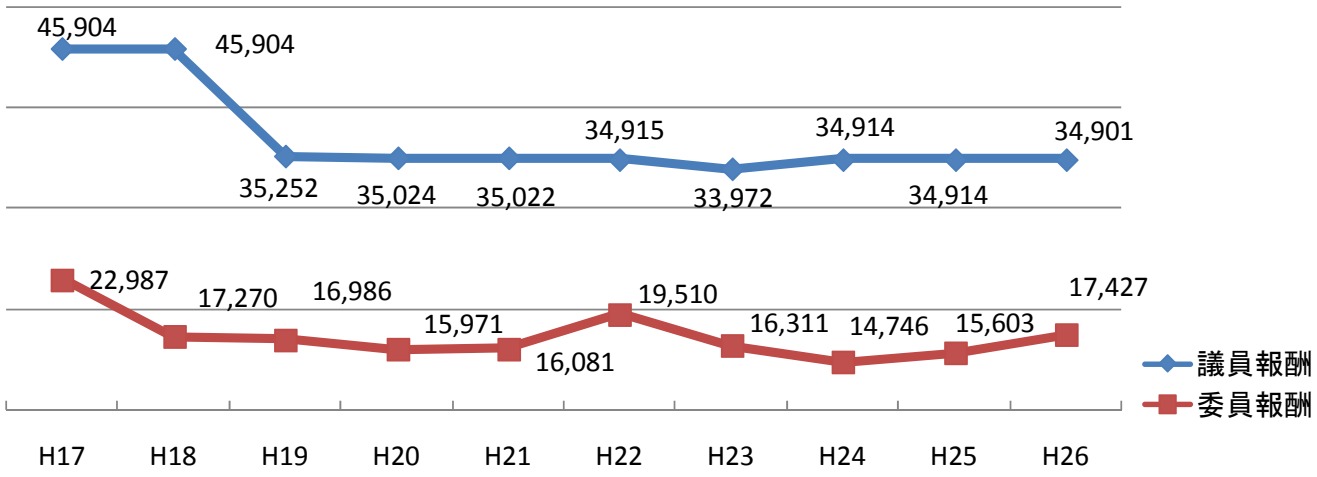

③　職員給料・手当の推移(図 12)

人件費全体の決算額についても減少傾向にあります。

今後も国の動向や町の状況を見据え、人件費の適正化を図っていきます。

図 12　職員給料・手当の推移

（単位：千円）

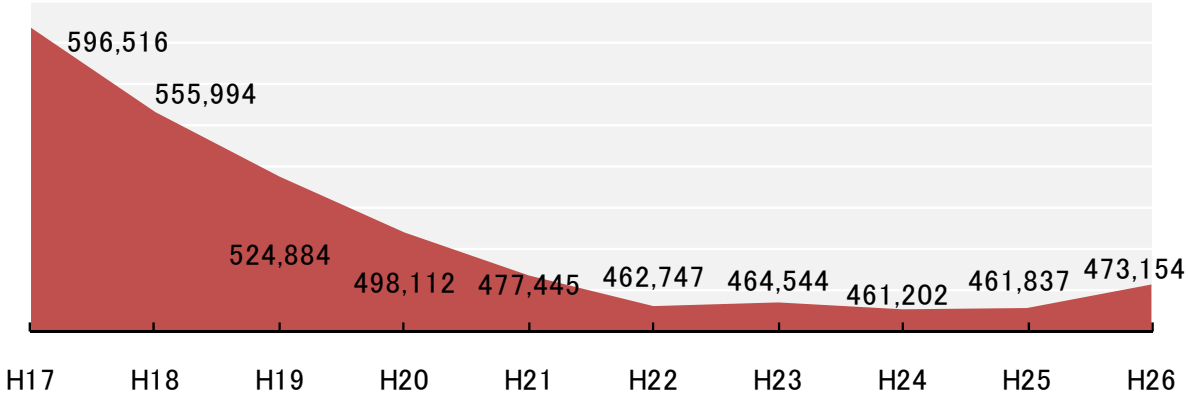

④　職員数の推移(図 13)

『今金町定員適正化計画』に基づき職員数の抑制などに努め、計画値以上の削減を達成しているところです。

図 13　職員数の推移

（単位：人）

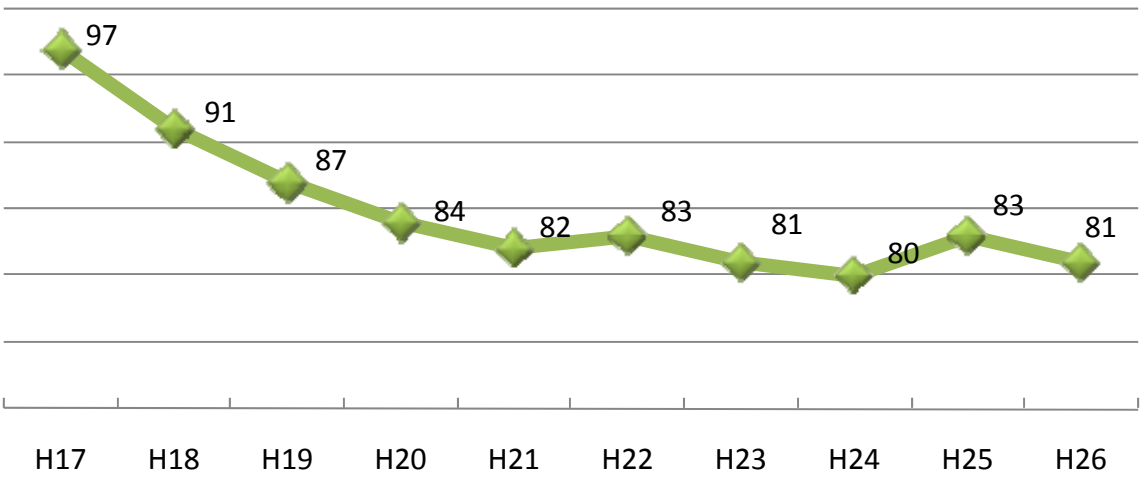

７．基金・地方債(一般会計分)の推移(図 14)

今金町の基金（貯金）の内訳については、「財政調整基金※１」「減債基金※２」「特定目的基金※３」となっており、近年は、比較的順調に積み立てをしています。今後は十分に精査し、基金運用を図る必要があります。

また、地方債（借金）についても、減少傾向にあり、比較的順調に償還してきています。

図 14　基金・地方債(一般会計分)の推移

(単位：百万円)

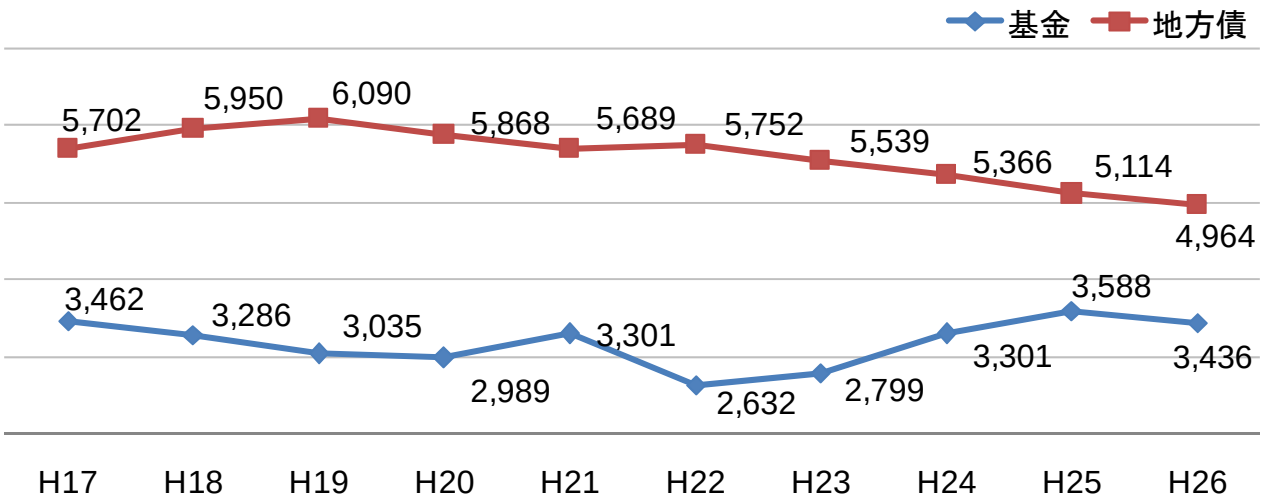

※１　財政調整基金とは、災害復旧や自治体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金のことをいいます。

※２　減債基金とは、地方債の償還（借金の返済）を年度を越えて計画的に行うために設けられる基金のことをいいます。

※３　特定目的基金とは、ある一定の目的のために積み立てられる基金のことをいい、その利子などで運用されている事業もあります。今金町では「ふるさと創生基金」や、「公共施設整備基金」などの特定目的基金があります。

諮　問　書

平成２７年９月３日

今金町行政改革推進委員会委員長　様

今金町長　　外　崎　秀　人

第６次今金町行政改革大綱の策定に関する諮問について

本町は、平成２２年に第５次今金町行政改革大綱を策定し、その方針に基づき５カ年間の行政改革を実施してきたところであります。

昨今、国及び地方の行財政を取り巻く情勢は以前にも増して厳しく、道州制や地方分権、更には支庁再編から市町村合併に至るまで、行政の枠組みや役割も変化してきている時代にあり、本町としても複雑かつ多様化・高度化する住民ニーズに応え、町民の満足度を高める行政サービスの提供をするため、今後更に行政改革を推進する必要があります。

このことから、本町では第５次今金町行政改革大綱の実施期間終了後も新しい時代に即応し、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでいくため、今金町行政改革推進委員会条例第２条第１項の規定に基づき、第６次今金町行政改革大綱の策定について諮問いたします。

記

【策定にあたっての基本事項】

１　計画期間　平成２８年度から平成３２年度の５ヶ年とする。

２　項目構成　総合計画に即した行政推進が図られるよう執行体制のあり方を検証し、住民満足度を高めることを観点として設定する。

３　人材育成　行政改革の視点から、まちづくりを担う町民の育成を図る。

答　　申　　書

平成２８年2月１５日

今金町長　　外　崎　秀　人　様

今金町行政改革推進委員会
委員長　藤　原　弘　一

第６次今金町行政改革大綱策定に関する答申について

平成２７年９月３日付けで諮問されました第６次今金町行政改革大綱策定につきまして、次のとおり答申いたします。

今金町においては、昭和６１年１月に第１次行政改革大綱を策定以来、不断の行政改革に取り組まれ、この間、時代の要請や行財政を取り巻く情勢にいち早く対応し、今日の健全な行財政運営の礎を築いてきたことについて評価するところであります。

昨今においては、地方分権推進の立場から国と地方の新しい関係づくりが唱えられ、そのことに伴って国・地方ともに新たな行政システムの構築が議論される時代となりました。特に、地方公共団体においては住民に身近な存在として、また、地方分権の受け皿として、その在り様が問われています。

また、税財源の変動が大きい昨今の社会経済情勢からは行財政運営の更なる効率化や縮減が求められている一方、新たに出現する行政需要や行政課題へも対応しなければならないなど、相反する要請に的確に向き合っていくことも求められています。

こうした状況を踏まえ、今金町にあっては将来にわたって持続できる行財政運営の確立を目指すとともに、更には行政改革の取り組みがまちづくりの一環として町民の理解と協働の下に推進されることを期して、その指針となる第６次今金町行政改革大綱について下記の附帯意見を附して答申します。

【　附　帯　意　見　】

１）推進体制について

第６次行革大綱の推進にあたっては、役場内部の行政改革推進本部で検討した事項を本委員会で審議し、具体的な提言を通して推進することを望みます。特に別途実施計画を策定し、具体性の確保とその着実な推進を望みます。

２）事務事業について

サービスとコストの最適化を視点とするとともに、優先度や行政関与の妥当性を検証し、必要な分野へ重点配分するなどメリハリのある事務事業執行に取り組まれるよう望みます。

３）町民の理解と協力

行政改革実施計画の進捗については、定期的に本委員会の点検を受け、必要に応じて見直しを図るとともに、広報誌やホームページにより公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進することを望みます。

今金町行政改革推進委員会委員名簿

任期：平成２７年9月3日～平成２９年3月３１日

役　職	氏　　名	役　職	氏　　名
委員長	藤　原　弘　一	委　員	荒　川　英　也
副委員長	吉　田　　諭	委　員	本　田　直　美
委　員	藤　川　治　喜	委　員	池　田　誓　哉
委　員	佐　藤　仁　昭	委　員	本　多　鉄　也
委　員	長　崎　健　司	委　員	伊庭野　由香理

平成２７年度今金町行政改革推進委員会　開催状況

◇第１回◇

日　時：平成２７年9月3日（木）午後６時３０分～午後７時３０分
場　所：役場２階　会議室
議　事：①　諮問（町長から委員長へ）
　　②　第５次今金町行政改革大綱について（概要及びこれまでの取り組み）
　　③　第６次今金町行政改革大綱について（策定の基本的視点及び策定スケジュール）

◇第２回◇

日　時：平成２７年１１月２６日（木）午後６時３０分～午後８時００分
場　所：役場３階　会議室
議　事：①　行政運営における検討事項について
　　②　第６次今金町行政改革大綱の基礎資料について
　　③　第６次今金町行政改革大綱の構成、基本となる指針について

◇第３回◇

日　時：平成２８年１月２８日（木）午後６時００分～午後７時３０分
場　所：役場３階　会議室
議　事：①　行政運営における検討事項について
　　②　第６次今金町行政改革大綱推進項目、執行管理について
　　③　第６次今金町行政改革大綱答申（素案）について
　　④　答申書（素案）について

◇第４回◇

日　時：平成２８年2月１５日（月）午後６時００分～午後７時３０分
場　所：役場３階　会議室
議　事：①　答申
　　②　第６次今金町行政改革大綱答申の概要について